

第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理 及び運営に関するガイドライン（案）の概要について

平成22年8月

福祉部 生活福祉課

1 趣 旨

路上生活者又は火災、立ち退き等により住宅に困っている生計困難者に対して、社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づき、無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所等の届出の事務処理の方法及び運営についてのガイドラインを定め、適正な事業運営、利用者の適切な処遇等を確保しようとするものです。

2 内 容

別添「第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン（案）」のとおりです。

3 施行期日

このガイドラインは、平成22年10月1日から施行しようとするものです。